

弾道ミサイル発射のメッセージが流れた場合の行動について

万が一に備え、どのような行動をとるのか事前に確認しておくことが重要です。

▶ 情報発信について

- 弾道ミサイルは、発射してから極めて短時間で到達する可能性があります。
- ミサイルが落下する可能性がある場合は、スマートフォンなどに国が「緊急速報メール」などでお知らせします。

緊急速報メールなどの例
「ミサイル発射、ミサイル発射。〇〇から、ミサイルが発射された模様です。建物の中、または地下に避難してください」

- 同時に、テレビやラジオでも情報が発信されます。

▶ メッセージが流れたら、落ち着いて直ちに行動してください

屋外にいる場合

- 近くのできるだけ頑丈な建物や地下に避難する。
- 近くに建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合

- できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

▶ 近くにミサイルや破片などが落下した場合

屋外にいる場合

- 口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、屋内または風上へ避難する。

屋内にいる場合

- 換気扇などを止め、窓を閉める。目張りするなど室内を密閉する。

落下物など不審物を発見したとき

- 決して近づかずに、警察や消防に通報する。

緊急速報メールを受け取れるかどうかの確認方法など詳細はホームページで確認できます。



◀市ホームページ
「弾道ミサイルが落下する可能性がある場合の行動について」

担危機管理室危機管理課 ☎582・2110

市ホームページ
「新型コロナウイルスワクチン接種に関する総合案内ページ」



北九州市の 新型コロナウイルス情報

現在、集団接種と個別接種で「オミクロン株対応ワクチン」の接種を実施中です。1・2回目接種も含め、早めの接種をご検討ください。

コロナワクチンコールセンター
☎0120・489・199
乳幼児・小児専用コールセンター
☎0120・489・500
■受付時間:9~17時
※聴覚障害のある人は
☎383・0820

北九州市長選挙は2月5日(日)です

郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険証を持ち、一定の条件に該当する人は、郵便などによる不在者投票ができます。2月1日(水)までに、証明書の交付や投票用紙の請求などの手続きが必要です。詳細は住所地の区選挙管理委員会へ問を。

目の不自由な人への 投票所入場整理券

投票所入場整理券(選挙の告示後に郵送)とともに、入場整理券に記載している内容を音声で聞き取れる「音声コード」に変換した用紙(読み上げ装置が必要)を郵送で受け取ることができます。詳細は問を。

選挙運動の禁止事項

- 満18歳未満は選挙運動ができません。
- 候補者と政党以外は、電子メールを利用した選挙運動ができません。
- 有権者が政治家に寄付や贈り物を求めることは禁止されています。政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることも禁止されています。

問 市・区の選挙管理委員会

- 門司区…………… ☎331・1880
- 小倉北区
・12月28日までは ☎582・3302
・1月4日からは ☎582・3505
- 小倉南区…………… ☎951・4113
- 若松区…………… ☎761・5328
- 八幡東区…………… ☎671・2887
- 八幡西区…………… ☎642・1443
- 戸畑区…………… ☎871・3453
- 市選挙管理委員会 ☎582・3071



親子向け模擬投票イベント
実際に選挙で使う投票箱と投票用紙記載台で、投票の流れを体験できます。
日時…1月14日(土)12~17時
場所…イオンモール八幡東1階(八幡東区東田三丁目)



**明るい選挙啓発
ポスターコンクール表彰式・
入賞作品展**
● 小学~高校生の表彰式
日時…1月14日(土)10時30分~
場所…イオンモール八幡東1階(八幡東区東田三丁目)
● 入賞作品展
日時…1月14日~2月5日(日)
場所…イオンモール八幡東3階

市制60周年のキャッチフレーズが決定

担企画調整局総務課 ☎582・2440

昭和38年2月10日に市が誕生して今年で60周年です。市では、市民の皆さんと、この節目の年を祝い、これからの未来の発展につなげるため、キャッチフレーズ「みらいつなぐ 北九州」とロゴマークを作りました。令和6年2月までの1年間にわたり、市制60周年関連のさまざまなイベントや取り組みで活用していきます。



▲市制60周年
キャッチフレーズ
とロゴマーク

市民公募事業

市制60周年を市民の皆さんの一体感や市への愛着や誇り(シビツクプライド)につなげてもらうため、皆さんが実施する事業を公募し、費用の一部を助成します。募集要項は各区役所・出張所などで配布。市のホームページ(左記を読み取り)からもご覧になれます。



▲市ホームページ
「市制60周年事業」

電力・ガス・食料品などの高騰に伴う 緊急支援給付金の申請は1月31日(火)まで

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担軽減のため、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯などに対して5万円を給付する緊急支援給付金の申請は、1月31日(火)(消印有効)までです。申請をしていない人は、早めに申請をお願いします。

対象
住民税非課税世帯

令和4年9月30日時点で本市に住民票があり、世帯全員の令和4年度分の住民税が非課税の世帯。対象者には、確認書を送付していますので、必要事項を記入し、返信用封筒で申請してください。

全員のそれぞれの1年間の収入見込み額が、住民税非課税世帯に相当すると認められる世帯。
給付金を受け取るには、各区役所・出張所、市民センターなどで配布している申請書による申請が必要です。対象となるかどうかなど詳細は問を。
※住民税が課税されている人の扶養親族からなる世帯は除く。

問 緊急支援給付金

コールセンター
☎0120・034・553
受付日時:月~金曜日
(祝・休日、12月29日~
1月3日は除く)の9~17時



▲市ホームページ
「緊急支援給付金について」